

市第 214 号議案

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 3 月 11 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第52条第 2 項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じ、」の次に「助言その他の」を加える。

第61条の 2 の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第 181 条第 1 項の指定看護小規模多機能型居宅

介護事業者をいう。)」を、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。)」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第 180 条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第 1 項）」の次に「又は第 181 条第 1 項」を加え、「同項」を「指定地域密着型サービス基準等条例第83条第 1 項」に、「以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所」を「) 又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第 181 条第 1 項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第 1 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第83条第 1 項」の次に「又は第 181 条第 1 項」を加え、「25人」を「29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第 7 項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、18人）」に改め、同条第 2 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「いう」の次に「。以下この号において同じ」を、「15人」の次に「（登録定員が 25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）」を加え、同号に次の表を加

える。

登 録 定 員	利 用 定 員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第61条の2第3号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第87条第2項第1号」の次に「又は第185条第2項第1号」を加え、同条第4号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第83条」の次に「又は第181条」を加える。

第73条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 嘱託医 1人以上
- (2) 看護師 1人以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1人以上
- (4) 機能訓練担当職員 1人以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上

第76条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイ

サービス事業所にあつては、利用定員を 5 人以上とすることができる。

第78条中「第37条まで、第39条から」を削り、「、第53条」を「及び第53条」に改め、「及び第70条」、「、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第78条において準用する第70条」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第78条において準用する第70条第6号」と、「、第44条中「運営規程」とあるのは「第78条において準用する第70条の運営規程」と」及び「、第70条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。））」とあるのは「実施地域」と」を削る。

第80条の次に次の1条を加える。

（利用定員）

第80条の2 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

第81条中「第37条まで、第39条から」、「、第70条」、「、第76条」、「、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条において準用する第70条」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第81条において準用する第70条第6号」と、「、第44条中「運営規程」とあるのは「第81条において準用する第70条の運営規程」と」及び「、第70条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。））」とあるのは「実施地域」と」を削る。

第90条第1項中「から第3項まで」を「、第2項及び第4項」に、「指定通所支援の」と、同条第3項を「指定通所支援の」と、

同条第 4 項」に改め、同条第 2 項中「第 73 条第 4 項」を「第 73 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（地域との連携等）

第 52 条 （第 1 項省略）

- 2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは
の家庭
在籍する保育所、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する
幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに
関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18
年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他児童
が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）
指定小規模多機能型居宅介護事業所

- 第 61 条の 2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第 83 条第 1 項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第 181 条第 1 項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと

等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第82条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第180条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項又は第181条第1項の通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第59条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項又は第181条第1項の登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により基準該

当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成 15 年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。）第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を $\frac{29}{25}$ 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 7 項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、18 人）以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第 81 条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の 2 分の 1 から 15 人（登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつ

ては 12 人) までの範囲内とすること。

登 録 定 員	利 用 定 員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 指定地域密着型サービス基準等条例第 87 条第 2 項第 1 号 又は第 185 条第 2 項第 1 号の居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が当該指定小規模多機能型居宅介護事業所、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス等基準条例第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第 81 条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条 又は第 181 条に規定する基準を満たしていること。

（第 5 号省略）

（従業者の員数）

第 73 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 前 2 項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 嘱託医 1人以上
- (2) 看護師 1人以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1人以上
- (4) 機能訓練担当職員 1人以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上

$\frac{4}{3}$ 第 1 項第 1 号及び $\frac{第 2 項}{前項}$ の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に 1 人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

$\frac{5}{4}$ (本文省略)

$\frac{6}{5}$ (本文省略)

(利用定員)

第 76 条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を 10 人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を 5 人以上とすることができる。

(準用)

第 78 条 第 13 条から第 23 条まで、第 25 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から~~第 37 条まで、第 39 条から~~第 46 条まで、第 48 条から第 51 条まで、第 52 条第 1 項~~及び第 53 条~~から第 55 条まで~~及び第 70 条~~の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において~~、第 13 条第 1 項中「第 38 条」とあるのは「第 78 条に~~おいて準用する第 70 条」と、第 17 条中「第 38 条第 6 号及び第 52 条

第2項」とあるのは「第78条において準用する第70条第6号」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第77条第1項」と、第26条第1項中「障害児通所給付費」とあるのは「障害児通所給付費又は放課後等デイサービス障害児通所給付費等」と、同条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第77条第2項」と、第27条第1項及び第28条（第3項及び第9項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第36条中「又は特例障害児通所給付費」とあるのは「若しくは特例障害児通所給付費又は放課後等デイサービス障害児通所給付費等」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第44条中「運営規程」とあるのは「第78条において準用する第70条の運営規程」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第70条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。
（利用定員）

第80条の2 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

（準用）

第81条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第60条から第61条の2まで、第70条、第72条、第76条及び第77条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサ

ービスの事業について準用する。この場合において、第 13 条第 1
項中「第 38 条」とあるのは「第 81 条において準用する第 70 条」と
、第 17 条中「第 38 条第 6 号及び第 52 条第 2 項」とあるのは「第 81
条において準用する第 70 条第 6 号」と、第 19 条中「障害児通所給
付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第 23 条第 2 項た
だし書中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 81 条にお
いて準用する第 77 条第 2 項及び第 3 項」と、第 26 条第 2 項中「第
24 条第 2 項」とあるのは「第 81 条において準用する第 77 条第 2 項
」と、第 27 条第 1 項及び第 28 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中
「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービ
ス計画」と、第 36 条中「又は特例障害児通所給付費」とあるのは
「若しくは特例障害児通所給付費又は放課後等デイサービス障害
児通所給付費等」と、第 40 条中「利用定員及び指導訓練室の定員
」とあるのは「利用定員」と、第 44 条中「運営規程」とあるのは
「第 81 条において準用する第 70 条の運営規程」と、第 55 条第 2 項
第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デ
イサービス計画」と、第 60 条中「この節（前条（第 24 条第 2 項、
第 3 項、第 5 項及び第 6 項）」とあるのは「第 5 章第 5 節（第 81 条
（第 77 条第 2 項から第 5 項まで）」と、第 61 条及び第 61 条の 2 中「
この節（第 59 条（第 24 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項）」と
あるのは「第 5 章第 5 節（第 81 条（第 77 条第 2 項から第 5 項まで
）」と、第 70 条第 6 号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援
事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう
。）」とあるのは「実施地域」と、第 77 条第 2 項中「指定通所支
援費用基準額」とあるのは「法第 21 条の 5 の 4 第 3 項第 2 号に掲

げる額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第90条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第63条、第73条第1項、第2項及び第3項
及び第4項並びに第83条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第63条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事

業所」という。）」とあり、並びに同条第 2 項及び第 3 項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第 73 条第 1 項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第 1 号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 2 項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第 4 項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 3 項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第 83 条第 1 項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

- 2 利用定員の合計が 20 人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第 6 条第 5 項及び第 73 条第 5 項
第 73 条第 4 項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。